# 四街道市総合計画デザイン・印刷等業務委託仕様書(案)

- 1. 委託業務名 四街道市総合計画デザイン・印刷等業務委託
- 2. 委託等の場所 四街道市役所

#### 3. 趣旨

本仕様書は、四街道市(以下「市」という。)が実施する四街道市総合計画デザイン・ 印刷等業務委託(以下「本業務」という。)に関して必要な事項を定める。

#### 4. 業務目的

本業務は、令和6年度から令和25年度までを計画期間とする四街道市総合計画基本構想・第1期基本計画(以下「総合計画」という。)を写真やイラストを使用し、市民等にわかりやすく伝え、まちづくりに対する理解と参加の促進、市のイメージアップを図るため、総合計画書及び総合計画書概要版(以下「概要版」という。)について、市が提供するデータを基に、デザイン・レイアウト等の企画、イラスト等の用意、印刷製本等を行うものとする。

### 5. 業務期間

契約日の翌日から令和6年11月29日(金)まで

# 6. 業務内容

総合計画書及び概要版についての業務内容は、以下のとおりとする。

### 【作成の視点】

- ・市民が読みやすいものであること。
- 伝えるポイントがはっきりとして、わかりやすいものであること。

#### (1)総合計画

・市が提供する四街道市総合計画に基づき、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。

### (2) 概要版

- ・総合計画を踏まえ、子どもから大人まで様々な世代が冊子を通して総合計画及び市 政をより身近なものと感じてもらえるような絵本や漫画形式等のストーリー性のあ るデザインとし、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加 工、図表・グラフ等の作成を行う。
- ・内容は市と受託者が協議のうえ決定する。

### (3) データCDの作成

- ・総合計画、概要版の最終版のデータを格納したデータCDを納品するものとする。
- ・データについては、PDF形式で市ホームページ公表用に掲載するため、容量過多になる場合は、必要に応じてファイルを分離するなどデータ容量に配慮すること。
- ・計画書等に掲載した図表やグラフ等は、編集可能なファイル形式で納品するものと する。

# (4) 電子ブックの作成

・概要版について、パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能な電子ブック の作成を行う。

# 7. 成果品の規格

(1)総合計画書

①版型 A 4 版

②部数 400部

③ページ数 最大150ページ程度

④紙質 表紙:マットポスト・菊判 125kg程度

本文:再生マットコート・菊判 62.5kg程度

⑤製本 無線綴じ

⑥刷色 表紙及び本文は全ページ4色刷り (フルカラー印刷)

# (2) 概要版

①版型 A 4 版

②部数 60,000部

③ページ数 最大20ページ程度

④紙質 再生マットコート・菊判 76.5 kg程度

⑤製本 中綴じ

⑥刷色 表紙及び本文は全ページ4色刷り (フルカラー印刷)

### (3) データCD

PDF形式ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル

## (4) 電子ブック

①サイズ A4版

②ページ数 最大20ページ程度

③形式 電子ブック形式

# 8. 納品数

(1)総合計画書 400部

(2) 概要版 60,000部

(3) データCD 2枚

(4)電子ブック 一式

#### 9. 納品期限

令和6年9月下旬頃

#### 10. 特記事項

- (1) 市は、デザインや編集に必要な基礎資料及び写真を受託者に提供し、受託者は市の 要望を基に企画、レイアウト編集、印刷等を行うものとする。
- (2) 校正については、最低3回以上行うものとし、印刷イメージを1部と電子データ (PDF形式等)で提出するものとする。

# 11. 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

### 12.その他

- (1) 受託者は本業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、契約締結後、15日以内に本業務の業務工程表を発注者に提出し、監督員の了承を得なければならない。
- (4) 成果品に示す規格については、同等品または同等品以上のものについても使用を可能とするが、その場合にあっては、見本等提示の上、監督員の許可を得ることとする。
- (5) 本業務により発生した著作物のすべての著作権(著作権法第21条から第28条に 規定する権利)は、委託料の支払が完了したときをもって市に譲渡されるものとす る。

また、受託者は、著作物を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、市 と受託者が別途協議し、その指示を受けるものとする。